

■議案第53号 四万十町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成 29 年 5 月に公布され来年 4 月 1 日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、創設された会計年度任用職員制度に移行するため、関係する規定を整備するものです。

【改正内容】

心身の故障のため、長期の休養を要する場合の休職の期間は、正規職員については、3 年以内となっていますが、任期が採用の日から同日の属する会計年度の末日までとなっている会計年度任用職員については、その任期の範囲内を休職の期間とする規定を加えます。

【新旧対照表】

四万十町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例 (平成 18 年四万十町条例第 23 号)	
改正後	改正前
(休職の効果) 第 3 条 (略) 2・3 (略) <u>4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲」とあるのは「法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u>	(休職の効果) 第 3 条 (略) 2・3 (略)

【根拠法令等】

「議案第 49 号～議案第 58 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度等に関連する条例制定・改正 共通資料」を参照